

訪問介護ステーションいろは

重要事項説明書

指定訪問介護及び指定介護予防訪問サービスの提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 シナジー
主たる事務所の所在地	〒438-0068 磐田市前野2890-2
代表者（職名・氏名）	代表取締役 片山 ひろみ
設 立 年 月 日	令和1年9月20日
電 話 番 号	0538-30-6665

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護ステーションいろは	
事業所の所在地	〒438-0068 磐田市前野2890-2	
電 話 番 号	0538-30-6665	
F A X 番 号	0538-30-6696	
訪問介護・事業所番号	令和8年 4 月 1 日指定	2276901374
介護予防訪問サービス	令和8年 5 月 7 日指定	
通常の事業の実施地域	磐田市、袋井市一部（浅羽地域、袋井駅周辺） 浜松市中央区	
併 設 事 業 所	訪問看護ステーションすずらん	

3. 運営の方針

- 指定訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の日常生活の維持又は向上に努めます。
- 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上に努めます。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日までとする。（12/31～1/3 は応相談）
営業時間	8時から17時までとする。 （サービス提供時間については応相談）

5. 事業所の従業員の体制

（令和8年9月1日現在）

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	0人	1人		
サービス提供責任者	0人	2人	0人	0人
訪問介護員等	0人	2人	2人	0人

6. 提供するサービスの内容

- ・身体介護（食事介助、排泄介助、入浴介助、更衣介助 等）
- ・生活支援（掃除、洗濯、食事の支度、買い物 等）

サービスの内容

サービス区分と種類		サービスの内容
訪問介護計画書又は訪問介護サービス計画書の作成		居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画書又は訪問介護サービス計画書を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身・部分）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪等を行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	褥瘡予防のための体位変換を行います。
	移動・移乗介助	移動・車椅子等への移乗の介助を行います。
	通院介助	通院ができるよう介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	起床・就寝時の移乗や移動の介助を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食<腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、

		経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く）の調理を行います。
生活援助 ※全て利用者に関するもの	買物・薬の受け取り	日常生活に必要な物品の買い出し、薬局に薬の受け取りなど
	調理	一般的な調理、配下膳を行います。
	掃除	居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	衣類等の洗濯を行います。
	日常支援	ゴミ出し・ベツメイクなどを行います。
指定介護予防型 訪問サービス事業	自立生活支援のための見守りの援助	1. 利用者と一緒に手助けしながら掃除・調理等を行います。 ※安全確認の声かけ、疲労の確認を含みます。
		2. 入浴、更衣等の見守りをを行います。 ※必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含みます。
		3. ベッド等への出入り時、自立を促すための声かけを行います。 ※声かけや見守り中心に必要な時だけ介助します。
		4. 排泄等の移動時、転倒しないよう側について歩きます。 ※介助は必要な時だけ行い、事故がないよう常に見守ります。
		5. 車椅子での移動介助を行い、利用者自らがお店で品物を選べるよう援助します。
		6. 洗濯物を一緒に干したり、たたんだりすることにより自立支援を促すとともに転倒予防等のための見守り・声かけを行います。
		7. 認知症高齢者の方と一緒に冷蔵庫の整理を行い、生活歴の喚起を促します。

7. 訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員等はサービスの提供に当たって、以下の行為は行いません。

・医療行為
・金銭、預金通帳、証書、書類等の預かり
・金銭または物品、飲食の授受
・利用者の家族等に対するサービスの提供
・飲酒、喫煙及び飲食（利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合を除く）
・宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、基本利用料に利用者の負担割合証に記載された割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

なお、支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 基本報酬・事業費

【指定訪問介護（要介護1～要介護5）】

区分		単位数 (単位/回)	基本利用料 (円/回)	利用者負担（円/回）		
				1割	2割	3割
身体 介護	所要時間20分未満	163	1,664	167	333	500
	所要時間20分以上30分未満	244	2,491	250	499	748
	所要時間30分以上1時間未満	387	3,951	396	791	1,186
	所要時間1時間以上	567	5,789	579	1,158	1,737
	所要時間1時間を超え30分増すごと	+82	837	84	168	252
生活 援助	所要時間20分以上45分未満	179	1,827	183	366	549
	所要時間45分以上	220	2,246	225	450	674
20分以上の身体介護に引き続き生活援助を行った場合（所要時間20分から起算して25分を増すごとに加算し、195単位を限度）		65	663	69	137	206

※ 磐田市は7級地のため単位数に10.21を乗じた額になります。

【指定介護予防訪問サービス（事業対象者・要支援1・要支援2）】

区分		単位数 (単位/月)	基本利用料 (円/月)	利用者負担（円/月）		
				1割	2割	3割
介護予防訪問サービス費（Ⅰ）	1週間に1回程度の介護予防訪問サービスが必要とされた場合	1,176	12,006	1,201	2,402	3,602
介護予防訪問サービス費（Ⅱ）	1週間に2回程度の介護予防訪問サービスが必要とされた場合	2,349	23,983	2,399	4,797	7,195
介護予防訪問サービス費（Ⅲ）	1週間に2回程度を超える介護予防訪問サービスが必要とされた場合（要支援2のみ）	3,727	38,052	3,806	7,611	11,416

※ 磐田市は7級地のため単位数に10.21を乗じた額になります。

(2) 加算・減算 【指定訪問介護・指定介護予防訪問サービス共通】

要件を満たす場合に上記基本報酬・事業費に料金が加算又は減算されます。

区分		単位数 (単位/月)	基本利用料 (円/月)	利用者負担 (円/月)		
				1割	2割	3割
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200	2,042	205	409	613
生活機能向上連携加算	生活機能の向上を目的として訪問（通所）リハビリテーションの専門職と連携して訪問介護計画を作成した場合	(Ⅰ) 100	1,021	103	205	307
		(Ⅱ) 200	2,042	205	409	613
緊急時訪問介護加算 (要介護のみ)	利用者や家族の緊急の要請で介護支援専門員がサービス提供を認めた場合	100 (単位/回)	1,021	103	205	307
特定事業所加算 (要介護のみ)	手厚いサービス提供ができる体制にある事業所	(Ⅰ) 所定単位数×20% (Ⅱ) 所定単位数×10% (Ⅲ) 所定単位数×10% (Ⅳ) 所定単位数×3% (Ⅴ) 所定単位数×3%				
早朝夜間深夜加算 (要介護のみ)	早朝（6：00～8：00） 夜間（18：00～22：00） 深夜（22：00～翌6：00） の間にサービス提供を行った場合	早朝・夜間 所定単位数×25%（/回） 深夜 所定単位数×50%（/回）				
介護職員等処遇改善加算	市へ届出を行って、介護職員の賃金改善等を実施している事業所	(Ⅰ) 245単位/1000 (Ⅱ) 224単位/1000 (Ⅲ) 182単位/1000 (Ⅳ) 145単位/1000				
事業所と同一建物等に居住する利用者へのサービス提供減算	・事業所と同一の建物又は隣接建物に居住する利用者 ・同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対してサービス提供する場合	基本報酬×90/100				
	・同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者に対してサービス提供する場合	基本報酬×85/100				

※ 磐田市は7級地のため、単位数に 10.21 を乗じた額となります。

※ 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により誤差が生じることがあります。

(3) その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外に地域の居宅において指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスを行なう費用 通常の事業の実施地域を越えた地点から、30円/ k m
-----	---

(4) 支払い方法

毎月、20日までに前月分の利用料の請求をいたします。27日までにお支払ください。

お支払方法は、銀行・郵便局の指定口座からの引き落とし、銀行振り込みの中からご契約の際に選択できます。

9. キャンセル

(1) 利用者がサービスの中止を希望する場合は、すみやかに以下へご連絡ください。

連 絡 先	電話番号：0538-30-6665
-------	-------------------

(2) キャンセル料の取扱いは、以下のとおりです。

利用者の病状の急変や急な入院等の場合		キャンセル料はいただきません
訪問介護サービス・生活援助特化型サービス		キャンセル料はいただきません
上記以外	利用日前日までに連絡いただいた場合	キャンセル料はいただきません
	利用日前日までに連絡が無かった場合	1,000 円／1 回あたり

10. 自然災害発生時等の対応

自然災害発生時（地震・津波・台風など）、訪問が困難な場合は計画を変更させて頂くことがあります。その場合は、事業所よりご連絡させていただきますので、予めご了承ください。

11. 秘密保持及び個人情報の保護

- 事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- 事業者は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅介護支援事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

12. 高齢者虐待防止法について

虐待防止利用者の人権の擁護、虐待の防止のため以下の措置を講じます。

(1) 指針を整備するとともに対策委員会を定期的開催し、訪問介護員等へ周知徹底します。			
(2) 訪問介護員等に対し定期的に研修を実施します。			
(3) 責任者（管理者）の選定	責任者	鈴木 裕貴	

(4) サービスの提供中、訪問介護員等または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、すみやかに市町村に通報します。

13. 身体拘束

サービスの提供中、利用者の生命・身体の安全確保の場合を除き、身体拘束及び利用者の行動を制限する行為は行いません。やむをえず行う場合は、その態様・時間・利用者の心身の状況・理由を記録します。また、事業者は身体拘束等の適正化のため以下の措置を講じます。

(1) 指針を整備するとともに対策委員会を定期的開催し、訪問介護員等へ周知徹底します。			
(2) 訪問介護員等に対し定期的に研修を実施します。			
(3) 責任者（管理者）を選定	責任者	鈴木 裕貴	

14. 業務継続計画（BCP）の策定

感染症や非常災害の発生時においても事業継続のためBCPを策定のうえ以下の措置を講じます。

(1) BCPは、訪問介護員等に対し周知するとともに研修・訓練を定期的実施します。
(2) BCPは、定期的に見直しを行い必要に応じて変更します。

15. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

指針を整備するとともに対策委員会を定期的開催し、訪問介護員等へ周知徹底するとともに以下の措置を講じます。

(1) 平常時：衛生管理、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）に努めます。
(2) 発生時：状況把握・感染拡大防止・医療機関、保健所、市町村等へ報告し連携します。
(3) 訪問介護員等に対し定期的に研修を実施します。

16. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

17. 事故発生時の対応

指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所等及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

18. サービスの利用終了について

利用者の都合によりサービスの終了を希望する場合は、終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

その他のサービス終了（事業所の都合によるもの、自動的に終了するもの等）につきましては、利用契約書でご確認ください。

19. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

（１）事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号：0538-31-6500 FAX：0538-30-6696 受付時間 月曜日から金曜日 8時から17時 苦情解決責任者 片山 ひろみ 苦情解決担当者 鈴木 裕貴
---------	---

（２）その他苦情申立の窓口（土日祝日を除く）

苦情受付機関	磐田市 健康福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉グループ	電話 0538-37-2789
	袋井市役所 保険課介護保険係	電話 0538-44-3147
	浜松市役所 健康福祉部介護保険課	電話 053-457-2875
	浜松市 中央福祉事業所長寿支援課	電話 053-459-0323
	静岡県国民健康保険団体連合会	電話 054-253-5590

（３）利用者又はその家族等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

具体的な対応方針

- ①利用者又はその家族等の相談・苦情・事故内容を確認し管理者へ報告。
- ②指示を仰ぎ緊急対応と同時に株式会社シナジーの代表または責任者・苦情事故対策実務委員会・居宅介護支援事業所もしくは地域包括支援センターへ報告。（相談・苦情・事故内容）
- ③訪問介護ステーションいろは・居宅介護支援事業所もしくは地域包括支援センター及び関係機関にて合同会議を行い、今後の改善及び対策を立てる。（場合により利用者の家族等も参加していただく）

以上で得た対策を利用者に伝える。

利用者の了解を得てサービスを開始。また了解が得られない場合は利用者又はその家族等も参加していただき再度会議にて検討する。行政機関に対しては適時報告を行う。

20. 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説 明 者	所 在 地	磐田市前野 2890-2
	事業所名	訪問介護ステーションいろは
	職・氏名	管理者 鈴木 裕貴

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者	住 所
	氏 名

利用者家族等
（ 代 理 人 ） 住 所
氏 名
本人との続柄